

○南空知公衆衛生組合公告式条例

〔昭和42年5月23日〕
〔条例第2号〕

改正 昭和43年 1月23日条例第1号 昭和43年 1月23日条例第2号
昭和44年10月 1日条例第3号 平成17年 2月25日条例第1号
平成29年11月17日条例第3号 令和 6年 3月25日条例第4号

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例、規則の公布）

第2条 条例及び規則を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に組合長が署名する。

2 前項の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

（規程その他の公表）

第3条 規則を除く外、組合長の定める規程その他を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

（組合の機関の規則、規程その他の公表）

第4条 第2条の規定は、議会の規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、議会の規則その他組合の機関の定める規程その他の公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「組合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第5条 組合の規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1章 総規（南空知公衆衛生組合の休日を定める条例）

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年1月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月25日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第4号）

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

別表

揭示場

長 沼 町 役 場 前
長沼町役場南長沼出張所前
北 長 沼 会 館 前
南 幌 町 役 場 前
由 仁 町 役 場 前
由仁町役場三川会館前